

奈良県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬司土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 村戸 正明 大和郡山市馬司町一〇五〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 野口 正博 大和郡山市馬司町一〇三三